

日本における条約難民の定住促進のための 公的援助の課題

－アメリカにおける公的援助との比較をつうじて－

The Challenges of the Public Assistance for Promotion of
Convention Refugee's Settlement in Japan

－ Comparison with the Public Assistance in the United States －

荻野 剛史*
OGINO Takahito

要旨

日本が難民の定住を受け入れてから約40年が経過し、現在では約11,000人の難民（インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民）が日本で暮らしている。難民は一般に、再定住国で生活を再度構築することを強られるため、難民を受け入れる国では、難民が安定して生活できるように公的援助を提供することが必要であるが、より適切な援助方法を明らかにするため、難民に対する公的援助が抱える課題を明らかにすることが必要である。

以上の背景を前提に、本稿では各種の関係文献の分析を基に、日本における条約難民に対する定住促進のための公的援助における課題を、アメリカにおける第三国定住難民に対する公的援助との比較をつうじて明らかにすることを目的とする。

分析の結果、日本の公的援助の課題として、援助内容に関する課題や援助が行われる場所に関する課題が見出された。またこれらの課題の背景の一つとして、難民認定制度上の問題を指摘した。

キーワード：条約難民 定住促進 公的援助

*東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 Toyo University, Faculty of Human Life Design
住所：〒351-8510 朝霞市岡48-1（東洋大学）

I. 研究の背景

「難民の世紀」と呼ばれた20世紀が過ぎて10年以上が経過するにもかかわらず、国連の統計によれば、現在1540万人¹⁾が難民としての生活を強いられている。難民とは、概ね自己の人種や信教などを理由として迫害を受け、あるいは受けるおそれがあるため、自己の国籍国（常居所国を含む。以下同様）の外に避難した者を指す。石井の指摘²⁾どおり、難民の多くは事前の計画なく国籍国を出国する。言い換えれば、祖国において築き上げた財産や地位、人間関係などを失った上で、再定住国（難民として生活する、国籍国以外の国）において生活を再構築することを強いられる存在であるため、難民が保護を求めて到着した国の政府は、難民が安定して生活できるよう援助をすることが必要である。

日本では1978年から2005年までインドシナ難民³⁾を、また難民条約の批准により1981年から現在に至るまで条約難民⁴⁾を定住者として受け入れてきた。さらに近年では、タイ国のメラ難民キャンプに滞留中のミャンマー難民を、第三国定住難民⁵⁾として受け入れる取り組みが開始された。その結果現在では約11,000人の難民（インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民の合計）が日本で生活している。これらの難民に対して政府は、彼らを一時的に保護し、また定住を希望する者に対しては一定の手続きを経て日本での定住を認め、定住のための諸援助を提供してきた。

しかし日本で定住を認めることや、日本での定住に対する援助に関し、いくつかの課題が指摘されている。前者に関して、日本の難民認定制度⁶⁾では、例えば手続全般に対する弁護士による支援の困難や、難民としての庇護を申請する者（庇護申請者）固有の特殊性を鑑みない立証責任の賦課などの課題が、さらに難民認定申請中における在留資格や生活保障の問題に関する課題が指摘されている^{7), 8)}。

また後者（定住のための援助）に関し、難民は日本語の習得や安定した雇用先の確保、差別、医療ニーズ（トラウマやメンタルヘルス）等の課題を抱えている⁹⁾が、これらの課題に対する公的な援助について、難民などが社会保障・福祉制度から排除されているとの指摘が存在する¹⁰⁾。これに加え、難民（滞日ベトナム難民）の定住化を進めるにあたっては、彼らの近くで社会福祉における援助観を理解した人が援助を提供することが必要であり、彼らが居住する地域において、このような人を配置することの必要性が指摘されている¹¹⁾。

前述のとおり日本で生活する難民の数は増加傾向にある。よって日本における難民に対する援助課題をより明確にし、今後より適切な援助方法を明らかにすることが必要である。また、援助課題の明確化にあたっては、多数の難民を受け入れた経験があるアメリカなどにおける実践が参考になると考えられる。

II. 研究の目的・方法

以上の研究の背景のもと、本稿ではアメリカのImmigration and Nationality Act（移民国籍法）における“Refugee”¹²⁾、すなわち第三国定住難民に対する公的援助との比較をつうじ、日本における条約難民に対する公的援助の課題を、両者の法律等の関連文献の分析をつうじて明らかにすることを目的とする。

日本における条約難民に対する公的援助と、アメリカの“Refugee”に対する公的援助を比較対象とするのは、条約難民と“Refugee”は、再定住国に入国するまでの経緯は異なるものの、再定住国における生活上の課題には共通点があることから、また日本では単独の公的団体が条約難民に対して公的援助を行っている反面、アメリカは公的資金を用いながらVOLAGと呼ばれる複数の民間団体が“Refugee”に対して公的援助を行っており、この相違から公的援助体制や内容などの点について、課題を抽出できると判断したからである。

また比較にあたって、日本の条約難民に対する定住促進のための公的援助については、外務省の外郭団体であり、外務省の委託により条約難民に対して諸援助を提供しているアジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）が刊行する文献を中心に分析し、一方アメリカの“Refugee”に対する公的援助は、RHQによって実施されたアメリカでの調査の報告及び、アメリカの公的諸機関が刊行する文献等の分析をつうじて、日本の条約難民に対する定住促進のための公的援助における課題を明らかにする。

Ⅲ. 用語の定義

本稿のキーワードである条約難民、定住促進、公的援助をそれぞれ以下のとおり定義する。

1. 条約難民

本稿における条約難民とは、注4で述べる「難民条約」上の定義を満たし、注6で述べる難民認定制度をつうじて法務大臣から条約難民との認定を受け、現在日本で生活している者を指す。

2. 定住促進

荻野は「定住」を「日本での生活基盤が確保され、彼らの環境と相互作用をしながら、生活をおくること」と定義している¹³⁾が、本稿ではこの定義を援用し、定住促進を「『難民』の生活基盤の確保を促進させ、また彼らと彼らの環境との相互作用を促進させること」と定義する。

3. 公的援助

本稿で公的援助とは、援助対象を難民（アメリカにおける“Refugee”や日本における条約難民を含む、難民一般）に限定し、各国の中央政府の負担によって行われている援助を指し、中央政府が自ら行う援助に加え、中央政府の委託などによってNGOなど民間団体が難民に対して行う援助を含む。

Ⅳ. 分析結果

1. アメリカと日本における定住促進のための公的援助の比較の概観

表1は、アメリカと日本、両国における定住促進のための公的援助の内容である。ここでは特に日本における条約難民や、アメリカにおける“Refugee”の生活に大きな影響を与える「居所確保」「言語等教育」「就職」「現金給付」に対する公的援助について比較を試みる。

表1 アメリカと日本における定住促進のための公的援助

援助項目	アメリカ	日本
居所確保	・VOLAG (Voluntary Agency) による援助 (具体的な援助内容は、援助実施団体によって異なる)。	・RHQ支援センター利用中における施設入所による居所の提供
言語等教育		・RHQ支援センターにおける日本語教育、生活ガイダンスの実施
就職		・RHQ支援センター利用中における職業訓練の提供 (雇用見込企業への委託) ・RHQ支援センター利用中における職業あっせん
現金給付	・Special Refugee Cash Assistanceによる金銭給付。	・RHQ支援センター利用中における生活援助費の支給 ・RHQ支援センター修了時における一時金の給付 ・就学時などにおける一時金の給付
根拠	・Immigration and Nationality Act (移民国籍法)	・閣議決定 (「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」)

筆者作成。出典などは注14, 15, 16, 17参照。

アメリカにおける“Refugee”に対する公的支援は、Immigration and Nationality Actを根拠とし、政府及び民間団体により重層的に行われている。

まず現金給付について、対象者が“Refugee”に限定されない「貧困家庭一時扶助」(TANF: Temporary Assistance for Needy Families) や「補足的保障所得」(SSI: Supplemental Security Income program) に加え、対象を“Refugee”など難民に特化した「特別難民現金扶助」(Special Refugee Cash Assistance: RCA) を受給することが可能である。また「居所確保」「言語等教育」「就職」に対する公的援助は、国務省(U.S. Department of State: DOS)と契約を結んだ、VOLAG (Voluntary Agency) と呼ばれる民間の非営利団体 (及びその傘下の団体を含む。以下同様) が、国務省から拠出される資金によって独自の援助を“Refugee”に対し提供している¹⁴⁾。

一方日本の場合は、内閣官房の閣議決定 (「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」)¹⁵⁾ に基づき、「居所確保」「言語等教育」「就職」「現金給付」に対する公的援助は、外務省の「難民等救援業務」の一部として¹⁶⁾、主に外務省の公募で選ばれたアジア福祉教育財団難民事業本部が運営するRHQ支援センターという1ヶ所の通所型の施設において、言語等の教育や就職支援が行われている。これに加え希望者には、本センターを利用している間は宿泊施設が提供され (180日間まで)、宿泊期間中に生活マナーの教示や生活費等の支給などが行われる。またRHQ支援センターでのプログラム修了時における一時金 (「定住手当」) の支給もある。この他RHQ支援センター外における公的援助として、必要に応じた相談援助や、定住者及びその子弟が就学した場合や条約難民が職業訓練を企業で受けた場合に支給される現金給付などがある¹⁷⁾。

2. アメリカと日本における「居所確保」「言語等教育」「就職」「現金給付」に関する公的援助の内容

次に両国における公的援助の具体的な内容を、「居所確保」「言語等教育」「就職」「現金給付」の領域に分けて分析すると、以下ようになる。なお前述のとおりアメリカにおける公的援助は、国務省との契約のもとVOLAGがその内容を決定するため、実際の援助の内容はVOLAGによって異なる。このため本節では、多くの“Refugee”が定住しているカリフォルニア州及びヴァージニア州で行わ

れている援助を例として採り上げ、論を進める。

1) 居所確保に対する公的援助

住居の確保に関しヴァージニア州では、前述のVOLAGによって、民間アパート等の居所の確保のための援助が行われている¹⁸⁾。一方日本では、前述のRHQ支援センターで言語等教育などを受ける際に、自宅からの通所が困難な場合のみ、同センターの宿泊施設を最長180日間利用することができる。また後述するとおり、RHQ支援センターを終了した際、「定住手当」として、現金の給付を受けることが可能となっている¹⁷⁾。

本項では、アメリカと日本における居所確保に関する援助について比較した。日本の場合、RHQ支援センターで後述する言語等教育が行われていることにより、条約難民の必要に応じてRHQ支援センター自体が居所を提供し、その後現金給付が行われている。一方アメリカでは、施設などを経ることなく居所が準備されるという相違がある。

2) 言語等教育に対する公的援助

カリフォルニア州では、言語等教育について、後述する「就職に対する公的援助」と関連しながら、“Refugee” に対して英語教育を提供している。プログラムの受講開始から1年以内に就職することを目標としているが、最長で2年間、受講することが可能である。また英語教育を提供した団体は、受講者が就職してから30日後、90日後、180日後に、受講者の状況を確認することが求められる¹⁸⁾。一方日本の場合、RHQ支援センターにおいて、半年または1年の間において、572時限の日本語と、120時限の日本での生活の方法に関する教育（「生活ガイダンス」）を受けることができる（1時限は45分）¹⁷⁾。

アメリカと日本における言語等教育について比較した。アメリカにおける言語等教育は最長で2年間受講が可能である反面、日本における言語等教育は最長で1年となっており、アメリカにおける言語等教育の半分の長さとなっている。

3) 就職に対する公的援助

カリフォルニア州では、就職のための支援としていくつかの事業が行われており、その一つとして、前述の英語教育において職業英語クラスが設置されている。また職業訓練及び就職活動支援プログラム（キャリアアセスメントや履歴書の記入方法などの指導）が行われている¹⁸⁾。一方日本ではRHQ支援センターで職業あっせんを行っている。これに加え条約難民の希望に応じ、職場適応訓練（職場における研修訓練）を受けることができ、職場適応訓練を受けた場合、条約難民は後述する「訓練受講援助費」を受給できる。また職場適応訓練を受け入れた企業に対しては、「職場適応訓練費」が支払われる¹⁷⁾。

就職に対する支援について比較した。両国とも就職に対する支援は行われているものの、違いの一つとして、職業のための英語クラスの設置の有無が挙げられる。前述のとおり、アメリカでは職業英語に関するクラスが設置されているが、日本では職業に特化した日本語学習の機会は設けられていない。

4) 現金給付に対する公的援助

次に金銭給付についてみると、カリフォルニア州では、Refugee Cash Assistance (RCA) Programにより、アメリカに入国してから最高で8ヶ月間、生活費の支給を受けることができる。

金額は単身世帯の場合は345ドル、2人世帯の場合は561ドル（いずれも上限の金額であり、稼動可能〔Employable〕な人が世帯にいる場合。カリフォルニア州サンタクララ郡の例）。なお子どもがいる場合は、本制度に代えて一般的な公的扶助制度を利用することになる。このRCAを受給するに当たっては、指定された語学（英語）や教育職業訓練、また職業紹介を受ける必要がある¹⁹⁾。

一方日本の場合、RHQ支援センター通所中は「生活援助費」が支給される。「生活援助費」は「生活費」「通学手当」「医療費」「定住手当」に大別され、それぞれ「生活費」は1日当たり1,500円（12歳以上の場合。「1年コース」利用の場合は半額）、「通学手当」は、RHQ支援センターへの通所に要した費用の実費、「医療費」は治療費の実費、そして「定住手当」は156,900円（15歳以上の場合。RHQ支援センターのプログラムを終了した際の一時金）が支給される。また前述の職業訓練を受けた際は、「訓練受講援助費」として、「基本手当」が3,530円～4,310円（1日当たり。地域によって異なる）、「受講手当」が1日当たり700円、「通所手当」として、通勤に要した費用の実費が支給される。

この他にRHQ支援センターの利用にかかわらず、条約難民やその子どもが入学・進学した場合、学校種別に応じた学資援助金が条約難民に支給される。また条約難民の雇用主が、条約難民に対して技能資格の取得や日本語教育等の訓練を行った場合、雇用主に対して援助金が支給される（1回当たり4,000円¹⁷⁾。

本項では、アメリカと日本における現金給付の援助について比較を試みた。アメリカの場合、定額の現金給付が行われている反面、日本の場合、ある条件－例えば子どもが入学・進学した場合－に該当した場合、現金給付が行われるかたちとなっている。

V. 考察

本稿では、日本における条約難民の定住促進のための公的援助の課題を明らかにするため、日本における条約難民に対する公的援助と、アメリカにおける“Refugee”に対する公的援助との比較を試みた。日本における公的援助は、主に首都圏に1か所設置されたRHQ支援センターという施設において、条約難民に対して、政府によって決められた諸教育（及び必要に応じた、センターの宿泊施設利用）と、定住開始直前の援助（就労支援や金銭給付）が、定住促進のために提供されている。一方アメリカは、全米に複数存在するVOLAGが、各団体の創意を以て創出した援助を、定住促進のため“Refugee”に提供している。

各援助項目における両国の差異は前述のとおりであるが、これらの点から、援助内容と援助が行われる場所に関する相違が見出された。本節では、これらの点を踏まえ日本における条約難民に対する公的援助に関する課題を指摘する。

1. 援助内容と援助主体に関する課題

IV節で述べたとおり、アメリカでは複数のVOLAGが国務省との契約によって資金の措置を受け、一定の期間“Refugee”に対して前述の援助を提供している。各VOLAGは、次期における国務省との契約－すなわち資金獲得－を念頭に効率的な援助プログラムを構築し、“Refugee”に提供することが求められる。すなわち、他の団体との競争のもと、前節で述べたとおり、各VOLAGは独自の創意に基づいて多様な援助プログラムを創出し、“Refugee”に対して援助を提供しているのである。一方日

本の場合、Ⅳ節で述べた外務省の公募によって選ばれた団体は、外務省の求める仕様に沿って援助を提供するため、援助プログラムの開発には制約が生じる。またアメリカと比較した場合における難民人口の少なさから、実際に援助団体として応募する団体は少数であるため²⁰⁾、アメリカのような、援助団体間における競争原理が働きにくいという課題が生じている。

2. 援助が行われる場所に関する課題

次に、援助が行われる場所に関する課題について指摘すると、前述のとおり、アメリカではVOLAGによって“Refugee”に対し援助が提供されているが、これらの団体は全米各地に点在していることから、援助を受ける“Refugee”は、身近な団体から援助を受けることが可能である。一方日本の場合、前述のRHQ支援センターは首都圏に1ヶ所のみ設置されており、首都圏以外に在住している条約難民がこのセンターの利用する際は、一定期間（約半年間）、それまで居住していた地域を離れることが求められる。

つまり援助が行われる場所は、援助の内容にも影響を与え、条約難民の居住地の近くで援助が行われる場合、居所確保、言語等教育、就職が当事者の日常生活が担保できる生活圏の中で具合化できる。例えば「近隣との付き合い方」や「地域の習慣」など、他の地域とは異なる、その地域独特の生活様式にまで踏み込んだ教育を行うことが可能になる。しかし条約難民が居住する地域以外で援助が行われる場合は、居所確保、言語等教育、就職を含めた各地域独特の生活に踏み込む援助までは困難であり、日本で生活するために必要とされる、「模擬的な」知識の教示に留まる可能性が高いという、深刻な課題があることを指摘したい。

Ⅵ. 結論

以上本稿では、日本における条約難民の定住促進のための公的援助の課題を、アメリカにおける公的援助との比較をつうじて、特に援助内容と援助が行われる場所の点から指摘した。これらの課題が生じる背景にはいくつかあると考えられるが、冒頭で指摘した、難民としての特殊性を鑑みない立証責任を庇護申請者に対して賦課していることを中心とする難民認定制度上の課題が、その背景の一つとして指摘できる。難民認定制度上の課題によって日本で生活する条約難民数の大きな増加が見込めないため、単一の機関によってのみ公的援助が提供されるようになり、Ⅴ節で述べた、援助内容が単一であることや、援助を受けることができる場所の限定、そして条約難民の居住地の実態に即した援助に対して制約が生じることが理解できた。

一方、本稿での研究から研究上の課題も浮上してきた。つまりアメリカとの比較から日本における条約難民に対する公的援助に関する課題を複数指摘したが、表1の「根拠」で述べたとおり、アメリカの場合、“Refugee”に対する公的援助の実施は、Immigration and Nationality Actを根拠として行われている。一方日本における公的援助は、法律ではなく閣議決定（「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」）を根拠として実施されているという差異がある。このような公的援助の根拠となる制度（法制度・行政制度）及び、それらの制度が創設された背景については、本稿では十分言及できていない。また本稿は、Ⅱ節で述べたとおり法律等の関連文献の分析に基づく比較の試みで、筆者の確認できた範囲における文献による分析結果で、特にアメリカの場合は公的援

助の細部については十分触れられていない。

これらの研究上の課題は本研究全体の今後の課題であり、今後、現地での調査などをつうじて補強していきたい。

注および参考文献

- 1) 国連難民高等弁務官事務所、数字で見る難民情勢 (2012年)、http://www.unhcr.or.jp/ref_unhcr/statistics/index.html (2013/10/29閲覧)、(2013)
- 2) 石井宏明、難民支援－日本の現場を中心に、特定非営利活動法人難民支援協会編、外国人をめぐる生活と医療－難民たちが地域で健康に暮らすために、現代人文社、9-17、(2010)
- 3) インドシナ難民とは、1970年代後半から生じたインドシナ三国（ベトナム・ラオス・カンボジア）における政変などを契機とする、これらの国から発生した難民を指す。日本の場合、注4で述べる条約難民とは異なり、ある一定期間にインドシナ三国から生じた難民については、個別の審査を経ることなく難民として扱い、1978年から定住を認めている（但し1988年から1994年の間は、いわゆる偽装難民〔主に経済的理由によって来日した者〕の増加に伴い、日本政府による審査によって難民性が認められた者のみ、日本への上陸を認めている）。
- 4) 条約難民とは、難民条約（難民の地位に関する条約と難民の地位に関する議定書の総称）における難民の定義、すなわち「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」（難民の地位に関する条約第1条及び難民の地位に関する議定書第1条）を満たした者を指す。但し実務では、注6で述べる難民認定制度をつうじて、法務大臣から難民条約上の難民である旨の認定を受けた者を指す。
- 5) 第三国定住難民とは、第三国定住制度（現在難民キャンプなどで生活している難民を、第三国〔難民の国籍国とその難民キャンプが所在する国以外〕の政府が、定住目的で受入れる制度）によって受け入れられた難民を指す。
- 6) 難民認定制度とは、出入国管理及び難民認定法で規定される、日本に難民としての庇護を求めた者（庇護申請者）を、法務大臣が難民条約上の難民として認定するための仕組みを表す。この手続により難民として認定されることで、定住に必要な在留資格の取得が可能となる。
- 7) 関聡介、日本の難民認定制度の現状と課題、自由と正義、53(8)、(2002)
- 8) 関聡介、続・日本の難民認定制度の現状と課題、難民研究ジャーナル、2、(2012)
- 9) 石川えり、日本における難民定住受け入れの現状と問題点、法律時報、84(12)、(2012)
- 10) 森恭子、在日難民支援に向けて－医療、保健、福祉専門職の連携の必要性、特定非営利活動法人難民支援協会編、外国人をめぐる生活と医療－難民たちが地域で健康に暮らすために、現代人文社、2-4、(2010)
- 11) 荻野剛史、「ベトナム難民」の「定住化」プロセス－「ベトナム難民」と「重要な他者」とのかかわりに焦点化して、明石書店、(2013)。
- 12) アメリカのImmigration and Nationality Actにおける“Refugee”の定義は、注4で述べる条約難民における難民の定義とほぼ同様である。但しアメリカへの入国前の段階で予めアメリカ政府によって、難民としての入国を選定された者を指す。なお、毎年アメリカ政府が設定する受入者数枠の範囲内において選定され、この受入者数枠は、世界の地域毎に設定される。
- 13) 荻野剛史、「ベトナム難民」の「定住化」プロセス－「ベトナム難民」と「重要な他者」とのかかわりに焦点化して、明石書店、(2013)。
- 14) Bruno, Andorra, U.S. Refugee Resettlement Assistance, <http://www.fas.org/sgp/crs/row/R41570.pdf> (2013/10/29閲覧) (2011)

- 15) 内閣官房難民対策連絡調整会議、平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について、
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nanmin/030729kettei_2.html、(2013/10/29閲覧) (2003)
- 16) 外務省、平成25年行政事業レビューシート、http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/yosan_kessan/kanshi_kouritsuka/gyosei_review/h25/h25jigyo/saisyu/pdfs/2-1-6.pdf (2013/11/19閲覧)、(2013)
- 17) 公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部、事業、<http://www.rhq.gr.jp/japanese/profile/business.htm> (2013/10/29閲覧) (更新年不明)
- 18) 財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部、アメリカ合衆国における第三国定住プログラムによって受け入れられた難民及び庇護申請者等に対する支援状況調査報告、<http://rhq.gr.jp/japanese/hotnews/data/pdf/60.pdf> (2013/10/29閲覧) (2005)
- 19) County of Santa Clara, Financial Assistance for Refugees, [http://www.sccgov.org/sites/ssa/Department%20of%20Employment%20-%20Benefit%20Services/Financial%20Assistance%20\(CalWORKs,%20Gen-%20Assist-%20-%20more---\)/Refugees/Pages/Financial-Assistance-for-Refugees.aspx](http://www.sccgov.org/sites/ssa/Department%20of%20Employment%20-%20Benefit%20Services/Financial%20Assistance%20(CalWORKs,%20Gen-%20Assist-%20-%20more---)/Refugees/Pages/Financial-Assistance-for-Refugees.aspx) (2013/10/29閲覧) (2012)
- 20) 注16で述べたレビューシート (自己点検表) には、事業委託先における競争性の向上を図るため、公募の公示期間を拡大した結果、2者の応募があった旨の記載がある。

The Challenges of the Public Assistance for Promotion of
Convention Refugee's Settlement in Japan
– Comparison with the Public Assistance in the United States –

OGINO Takahito

Abstract

About 40 years have passed since Japan started allowing the settlement of refugees and now there are about 11,000 former refugees living in Japan. Refugees are generally forced to reconstruct their life in a country they have resettled, and thus refugee host countries need to provide public assistance for them so that they can lead a stable life. It is necessary to reveal the challenges for such public assistance in order to come up with more appropriate supporting system for refugees.

Against the background mentioned above, this study, through literature review, aims to reveal the challenges in public assistance to promote the settlement of convention refugees staying in Japan in comparison with the public assistance for third-country refugees settled in the U.S.

As a result of the analysis, the following problems have been found for the Japan's public assistance for refugees: Lack of variety in assistance and locations where assistance is provided. As one of these problems, defects in the refugee recognition process have also been pointed out.

Keywords: Convention refugees, promotion of refugee's settlement, public assistance